

29-支部第28号
平成29年12月26日

会 員 各 位

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
府中稲城支部
支 部 長 玉 山 真 一

報酬額告示改正後の報酬額表掲示について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は支部運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、都宅協本部より表題の件につき下記の周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

記

この度、空き家等の低額物件の媒介に係る宅建業者の報酬に関し、「空家等の売買又は交換媒介であって、通常の売買又は交換の媒介と比較して現地調査等の費用を要するもの」については、現行の報酬額の上限に加え、現地調査費用を合算して、18万円の1.08倍を超えない範囲で、「売主又は交換を行うものである依頼者」から報酬を受領できる旨、「報酬額告示」の改正（平成30年1月1日施行）がありました。

改正報酬額表の会員への配布について準備を進めておりますが、配布は平成30年2月8日以降となるため、施行から配布までの対応として、本部HPの「お知らせ」（12/15）欄に改正報酬額表を掲載いたしましたので、必要に応じプリントアウトの上ご使用願います。

【http://www.tokyo-takken.or.jp/contents_editor/news/infomation.php?no=500】

以上